

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	健康増進事業における各種健(検)診に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

北区は、健康増進事業における各種健(検)診に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

北区長

公表日

令和6年9月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進事業における各種健(検)診に関する事務
②事務の概要	健康増進法に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 <ul style="list-style-type: none">・歯周疾患検診事務・骨粗しょう症検診事務・肝炎ウイルス検診事務・健康診査(保険未加入者等)事務・健康増進法に基づく保健指導事務 上記に挙げた事務において、特定個人情報を取り扱う具体的な事務処理は以下のとおり <ol style="list-style-type: none">1. 健(検)診受診情報・通知送付履歴等の照会2. 年齢、性別、資格情報、過去の受診記録から健(検)診対象者を抽出し、通知物等印字・発送3. 健(検)診の受診券等の発行申込みに対し、対象者であるかの確認及び発行4. 健(検)診の予約申込みに対し、対象者であることの確認及び予約情報の入力5. 健(検)診結果のデータ入力及び結果管理
③システムの名称	健康管理システム、北区共通基盤システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
健康増進事業における各種健(検)診ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none">1. 番号法 第9条第1項 別表の111の項2. 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第54条3. 東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条第3項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none">1. 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表139の項2. 番号法第19条第8号に基づく主務省令 【情報照会の根拠】 第141条 【情報提供の根拠】 第141条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康部健康政策課
②所属長の役職名	健康政策課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒114-8508 東京都北区王子本町一丁目15番22号 北区役所総務部総務課文書係 03-3908-8624
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒114-8508 東京都北区王子本町一丁目15番22号 北区役所健康部健康政策課健康政策係 03-3908-9016

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月27日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ①部署、②所属長	健康福祉部健康いきがい課 健康いきがい課長 飯窪 英一	健康福祉部健康推進課 健康推進課長 飯窪 英一	事後	
平成28年12月27日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	〒114-8508 東京都北区王子本町一丁目15番22号 北区役所健康福祉部健康いきがい課健康増進係 03-3908-9016	〒114-8508 東京都北区王子本町一丁目15番22号 北区役所健康福祉部健康推進課健康係 03-3908-9016	事後	
平成28年12月27日	II しいき値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	
平成28年12月27日	II しいき値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	
平成29年12月27日	II しいき値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成29年12月27日	II しいき値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成31年3月20日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	健康推進課長 飯窪 英一	健康推進課長	事後	
平成31年3月20日	II しいき値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成31年3月20日	II しいき値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
令和1年11月25日	II しいき値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年11月25日	II しいき値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和2年10月22日	II しいき値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年10月22日	II しいき値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和3年10月27日	II しいき値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年10月27日	II しいき値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年10月27日	IVリスク対策 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	委託しない	十分である	事後	
令和4年6月20日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システム名称	健康管理システム、北区共通基盤システム	健康管理システム、北区共通基盤システム、中間サーバー	事前	事前報告事項ではないが、任意で事前に提出
令和4年6月20日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	1. 番号法 第9条第1項 別表第一の76の項 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第54条	1. 番号法 第9条第1項 別表第一の76の項 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第54条 3. 東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条第3項	事前	事前報告事項ではないが、任意で事前に提出
令和4年6月20日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事前	事前報告事項ではないが、任意で事前に提出
令和4年6月20日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		1. 番号法第19条第8号 別表第二 【情報照会の根拠】 102の2の項 【情報提供の根拠】 102の2の項 2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 【情報照会の根拠】 第50条 【情報提供の根拠】 第50条	事前	事前報告事項ではないが、任意で事前に提出
令和4年6月20日	IVリスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	接続しない	十分である	事前	事前報告事項ではないが、任意で事前に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月20日	IVリスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	接続しない	十分である	事前	事前報告事項ではないが、任意で事前に提出
令和4年8月31日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉部健康推進課	健康部健康推進課	事後	
令和4年8月31日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	〒114-8508 東京都北区王子本町一丁目15番22号 北区役所健康福祉部健康推進課健康係 03-3908-9016	〒114-8508 東京都北区王子本町一丁目15番22号 北区役所健康部健康推進課健康係 03-3908-9016	事後	
令和4年8月31日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和4年8月31日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和5年11月14日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和5年11月14日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和6年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ①部署②所属長	健康部健康推進課 健康推進課長	健康部健康政策課 健康政策課長	事後	
令和6年4月1日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	〒114-8508 東京都北区王子本町一丁目15番22号 北区役所健康部健康推進課健康係 03-3908-9016	〒114-8508 東京都北区王子本町一丁目15番22号 北区役所健康部健康政策課健康政策係 03-3908-9016	事後	
令和6年4月1日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和6年4月1日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和6年5月27日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	1. 番号法 第9条第1項 別表第一の76の項 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第54条	1. 番号法 第9条第1項 別表の111の項 2. 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第54条	事後	番号法改正に伴う変更
令和6年5月27日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 番号法第19条第8号 別表第二 【情報照会の根拠】 102の2の項 【情報提供の根拠】 102の2の項 2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 【情報照会の根拠】 第50条 【情報提供の根拠】 第50条	1. 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表139の項 2. 番号法第19条第8号に基づく主務省令 【情報照会の根拠】 第141条 【情報提供の根拠】 第141条	事後	番号法改正に伴う変更